三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
イ　第四十七条第一項第四号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称並びに預金口座の名義及び口座番号
ロ　第四十七条第一項第四号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
二　前項第三号イに掲げる者にあっては、預金口座の名義及び口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類

3　遺族年金生活者支援給付金受給者が国民年金法施行規則第五十三条第一項において準用する同令第二十一条第一項の届出を行ったとき（同令第五十三条第二項において準用する同令第二十一条第三項の規定により同令第五十三条第一項において準用する同令第二十一条第一項の届出を行ったものとみなされるときを含む。）は、第一項の届出を行ったものとみなす。

（所在不明の届出等）

第五十八条　遺族年金生活者支援給付金受給者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該遺族年金生活者支援給付金受給者の所在が一月以上明らかでないときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。
一　届出人の氏名及び住所並びに届出人と遺族年金生活者支援給付金受給者との身分関係
二　遺族年金生活者支援給付金受給者と同一世帯である旨
三　遺族年金生活者支援給付金受給者の氏名及び生年月日
四　遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号
五　遺族年金生活者支援給付金受給者の所在不明となった年月日

2　前項の届書には、遺族年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3　厚生労働大臣は、第一項の届書が提出されたときであって、必要と認めるときには、当該遺族年金生活者支援給付金受給者に対し、当該遺族年金生活者支援給付金受給者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

4　前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた遺族年金生活者支援給付金受給者は、指定期限までに、当該書類を機構に提出しなければならない。

5　遺族年金生活者支援給付金受給者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者が国民年金法施行規則第五十三条第一項において準用する同令第二十三条第一項の届出を行ったとき（同令第五十三条第一項から第三項までにおいて準用する同令第二十三条第五項から第七項までの規定により同令第五十三条第一項において準用する同令第二十三条第一項の届出を行ったものとみなされるときを含む。）は、第一項の届出を行ったものとみなす。

（死亡の届出）

第五十九条　法第三十五条第二項の規定による遺族年金生活者支援給付金受給者の死亡の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があった日から十四日以内に、機構に提出することによって行わなければならない。
一　届出人の氏名及び住所並びに届出人と遺族年金生活者支援給付金受給者との身分関係
二　遺族年金生活者支援給付金受給者の氏名及び生年月日
三　遺族年金生活者支援給付金受給者の個人番号又は基礎年金番号
四　遺族年金生活者支援給付金受給者の死亡した年月日

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、遺族年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
二　遺族年金生活者支援給付金受給者の死亡を明らかにすることができる書類

3　国民年金法施行規則第五十三条第一項において準用する同令第二十四条第一項の届出が行われたとき（同令第五十三条第一項から第三項までにおいて準用する同令第二十四条第三項から第五項までの規定により同令第五十三条第一項において準用する同令第二十四条第一項の届出を行ったものとみなされるときを含む。）は、第一項の届出が行われたものとみなす。

4　法第三十五条第二項ただし書に規定する厚生労働省令で定める年金生活者支援給付金受給者のうち、遺族年金生活者支援給付金受給者に係るものは、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる遺族年金生活者支援給付金受給者とする。

5　法第三十五条第二項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合のうち、遺族年金生活者支援給付金受給者に係るものは、当該遺族年金生活者支援給付金受給者の死亡の日から七日以内に当該遺族年金生活者支援給付金受給者に係る戸籍法の規定による死亡の届出をした場合とする。

（支払の一時差止め）

第六十条　遺族年金生活者支援給付金について、法第二十四条において準用する法第八条の規定によって支払の一時差止めをする場合は、遺族年金生活者支援給付金受給者が正当な理由がなくて、第五十条第三項に規定する書類、第五十一条第一項に規定する届書、同条第三項に規定する書類、第五十二条に規定する書類、第五十四条第一項に規定する届書又は第五十八条第三項に規定する書類を提出しないときとする。

2　前項に規定する場合のほか、国民年金法第七十三条の規定により遺族年金生活者支援給付金受給者に係る遺族基礎年金の支払の一時差止めがされているときは遺族年金生活者支援給付金の支払の一時差止めをする。

（未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求）

第六十一条　法第二十四条において準用する法第九条の規定による未支払の遺族年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。
一　請求者の氏名及び住所並びに請求者と遺族年金生活者支援給付金受給者との身分関係
二　遺族年金生活者支援給付金受給者の氏名、生年月日及び住所
三　遺族年金生活者支援給付金受給者の個人番号又は基礎年金番号
四　遺族年金生活者支援給付金受給者の死亡した年月日
五　請求者以外に法第二十四条において準用する法第九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と遺族年金生活者支援給付金受給者との身分関係
六　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
イ　第四十七条第一項第四号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号
ロ　第四十七条第一項第四号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地